

第三者保証

独立業務実施者の限定的保証報告書

2025 年 7 月 10 日

日産自動車株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者 イヴァン エスピノーサ 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京事務所

業務責任者 佐藤 研一郎

結論

当社は、日産自動車株式会社（以下「会社」という。）のサステナビリティデータブック2025（以下「サステナビリティデータブック」という。）に含まれる2024年4月1日から2025年3月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、サステナビリティデータブックに記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていなかったと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること

- ・会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

主題情報の測定又は評価における固有の限界

サステナビリティデータブックに記載されているように、温室効果ガス排出量の量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行渡し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・リスク評価の結果に基づき選定した日産自動車株式会社 追浜工場における現地往査
- ・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・抽出したサンプルに関する入手した証拠との突合
- ・主題情報が規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及びKPMGあずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集	062
環境方針	環境に対する認識	グローバル環境マネジメントのガバナンス	戦略的アプローチ	ニッサン・グリーンプログラム	バリューチェーンでの活動実績	第三者保証

(注記)第三者保証にかかわるCO₂排出量の算定方法

■ 日産自動車および連結子会社からのCO₂排出量：GHGプロトコルを参照した社内基準に基づき、サプライヤーからの請求書をベースとするサイト内での各エネルギー投入量データに、日産自動車および各連結子会社にて一般に入手可能なCO₂排出係数をそれぞれ乗じて算定。

【電力】

- ・ 日本：環境省が公表する「電気事業者別排出係数一覧（令和6年提出用）」の調整後排出係数
- ・ 日本以外：各拠点契約の電気事業者別の排出係数を使用、電気事業者別の排出係数が入手できない場合はIEA emission factorsの国別排出係数を使用

【電力以外】

- ・ 日本：環境省『温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧』の排出係数
- ・ 日本以外：各国公表の排出係数

■ 購入した製品・サービスにおけるCO₂排出量：2024年度実績から算定式を改定。サイズやパワートレインに基づき定義したセグメント別の主要製品毎に、クルマ1台あたりの原材料投入量に対してSphera Solutionsのデータベース(GaBi)を適用し1台あたりのCO₂排出量を算定し、各々に2024年度の年間グローバル販売台数（一部、生産台数含む）を乗じてCO₂排出総量を算出した。

■ 販売した製品の使用に伴うCO₂排出量：2024年度実績から算定式を改定。使用に伴うクルマ1台の走行距離当たりの平均CO₂排出量（地域別）に、廃棄されるまでの推

計平均走行距離（地域別）と2024年度の自動車販売台数を乗じて算出。使用に伴うクルマ1台の走行距離当たりの平均CO₂排出量は、GLECフレームワークのWell to Wheel係数を適用し、燃料採掘からタイヤ駆動までを算定対象範囲とした。日産自動車の主要市場（日本、米国、欧州、中国）については市場ごとの平均的な排出量、その他の国については主要市場の排出量を用いて推定した。廃棄されるまでの推計平均走行距離は、公表されている国別の市場走行距離データをもとに設定した。

■ CO₂排出量の定量化は、活動量データの測定、および排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。